

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案」に対して
提出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成30年11月20日(火)から平成31年1月4日(金)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案」についての意見の募集を行った結果、県民、団体等から合計93件の意見が寄せられました。これらの意見に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。なお、取りまとめにあたり、提出された意見の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見の内訳

項 目	県民等	団体等	市町
第1 制定の理由	1件	1件	
第2 概要			
1. 目的		2件	
2. 定義	10件	13件	
3. 基本理念	2件	8件	
4. 県の責務		2件	
5. 県民および事業者の責務	1件		
6. 障害を理由とする差別の禁止	1件	1件	
7. 相談			
8. 障害者差別解消相談員		5件	
9. 地域相談支援員	1件	3件	
10. 研修の実施		1件	
11. あっせん	1件	1件	
12. 勧告			
13. 公表		1件	
14. 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会		1件	
15. 普及啓発等		4件	
16. 学校教育における理解の促進等	1件	4件	
17. 就労の機会の確保等	3件	3件	
18. 住環境の整備		2件	
19. 文化芸術活動等の推進			
20. 災害時における支援	2件	1件	
21. 選挙等における配慮		1件	
22. 意思疎通等の手段の利用促進等			
23. 財政上の措置	1件	1件	
24. 規則への委任			
25. 罰則		2件	
26. その他		2件	
全体を通して	6件	3件	1件
計	30件	62件	1件

合計 93件

3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
第1 制定の理由				
1	1	-	法律で不十分なものは「相談・解決の仕組み」だけでなく、条例で義務づけを行う「事業者等への合理的配慮」が法律では不十分であるという問題も例示の中に入れるべき	法律の実効性については、事業者への合理的配慮が努力義務にとどまること等についても課題のひとつと認識していますが、主な項目のみを記載し、その他の項目については「等」に含めるという整理をしています。よって、追記は行わず、原案のとおりとします。
2	1	-	「条例を制定しようとするもの」を「条例を制定するもの」に修正すべきではないか。 理由：概要版は「ここに条例を制定する」となっている。	条例については議会で審議し、議決いただいた後に制定するものですので、議会の議決までは「しようとする」という表現としております。よって、修正は行わず原案のとおりとします。
第2 概要				
1 目的				
3	2	1	障がい者を「社会モデル」で捉え、障がいを社会の側の責務として社会的障壁を取り除くことに力点を置こうとしているが、このことは「共に生きる」という概念とは異なるのではないかと。 両方の視点が必要になると思うが、それは「共に生きる」を主にするのではなく「私たちのことを私たちぬきできめるな」や「多様性や違いを認めることの必要性がある」という視点、「他の者との平等を実現すること」というごく当たり前の視点と言ったことが最優先に表された方が良いのではないかと。 さらに、「共に生きる社会」、「共生社会」、「共生する社会」といくつか使い分けているその違い、そもそも「共生」の意味について明示されていない点が一市民にはわかりづらい点を明確にしてほしい。	障害の社会モデルの考え方を広げ、合理的配慮を促進していくことは共生社会の実現につながるものと考えておりますが、「私たちのことを私たちぬきできめるな」等も大切な視点ですので、今後、施策を進める上であわせて啓発してまいります。 共生社会等の使い分けについては、文章のつながり等を考慮して規定しております。条例の啓発を実施する際にはいただいたご意見を参考に分かりやすい周知に努めてまいります。
4	2	1	「障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取り組みについて」の基本理念を定めるとされており、こうした点を大切にすることは当然のことだが、権利条約の目的で明確にされている「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」の視点が前提である旨の記載をしていただけると、関係性や求めることがより明確になるのではないかと。	この条例は、障害者権利条約を基本に据えており、いただいたご意見の内容は条例の前文で触れることとしております。 また、目的については条例において実施する具体的な取組を定めるものであり、原案のとおりとします。
2 定義				
5	2	2(1)	障害者の定義に「断続的」な制限が入っている点は評価できる	条例の特色として周知に努めてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
6	2	2(1)	「相当な」という言葉が入ると、その言葉をめぐって「相当かどうか」という問題が起きる。「相当な制限を受ける状態」でない場合、障害者にならないのか? 「相当な」を削除すべき。また、社会モデルの国際的な定義も、制限の程度規定は除外されている。ゆえに、「社会的障壁により…生活に制限を受ける」にすべき。	「障害者」の定義は「障害者基本法」および「障害者差別解消法」の定義を踏まえたものであり原案のとおりとしますが、いただいたご意見については今後の判例等の蓄積、国の動向等を踏まえて検討します。
7	2	2(1)	発達障害という言葉の認知度が上がっている中で要綱案のような形式的な書き方ではなく、より平易な表現の方が県民の理解が得やすいため「精神障害(発達障害を含む。)」を「精神障害、発達障害」に変更してほしい。	「障害者」の定義は「障害者基本法」および「障害者差別解消法」の定義を踏まえたものであり原案のとおりとしますが、いただいたご意見を参考に分かりやすい周知に努めてまいります。
8	2	2(1)(2)	「障害者」、「社会的障壁」のキーワードが目立たなさすぎる。「障害者」、「社会的障壁」のキーワードだけで改行し、文章を次行にしてはどうか。	条例においては特定の定義が目立つことを目的とした改行等は行えないため原案のとおりとしますが、「障害者」、「社会的障壁」はこの条例における重要な定義ですので、ご意見を踏まえ周知に努めてまいります。
9	2	2(3)	「障害者に対して次に掲げる行為」と規定されているが「行為」では理解できない。「差別的行為」あるいは「差別的取り扱い」としてはどうか。	要綱案では具体的な「行為」の内容をにアからシまでに規定していることから原案のとおりとします。
10	2	2(3)	わかりやすい版を作成されたことを評価する。要綱案2(3)ア～シまでの分野における具体的な差別事例をわかりやすい版にも掲載されるとなお良かった。	条例制定後は県民の皆様は条例の内容を理解していただけるようガイドラインやパンフレットの作成を予定しています。いただいたご意見を参考に具体的な事例を掲載し、わかりやすいものとなるよう検討します。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
11	2	2(3)7(7)	「年齢および能力に応じ」であると、「能力に応じ」の部分の知的障害者等の選別・分離の理由とされてきた歴史がある。社会モデルを基軸とする滋賀県の条例には、「能力」という個人モデル(インペアメント)の尺度はそぐわない。「能力に応じ」を削除すべき	
12	2	2(3)7(7)	「その年齢および能力に応じ」を削除すること。 理由:とりわけ滋賀県の特定地域において、小中高校における「年齢の多様性」が進行すると予想される。年齢の同一性は日本の学校教育における大きな特徴であり、評価すべき面はあるが、今後の方向性を見据える場合、年齢の同一性を強調すべきでない。 「能力に応じ」は、合理的配慮の不提供よりも悪質な「排除の論理」に使われている。一見合理的配慮の提供に必要なキーワードに思えるが、教育の場の現実は何も分からないあなたのために必要な勉強や訓練が必要で、あなたの最善の利益のためですと、とされる。非常に悪質な語が「能力に応じ」であることに留意すべきである。	「年齢および能力に応じ」は、障害者基本法第16条の(教育に関する基本的施策)に準拠して規定しているものですが、滋賀県では、障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てることを特別支援教育の基本理念としており、それを実現するための観点の1つとして「発達段階に応じた指導」の充実に努めています。 こうした県の基本理念とご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ■修正前 (ア) その年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。
13	2	2(3)7(7)	「能力」を理由に「差別＝違う取り扱い」が行われないようにするため「および能力に応じて」を削除してほしい。 日本の学校教育は「点数主義」が強いため「能力」を記載することは「点数がとりにくい」障害のある児童生徒の学習権や保護者の教育権を侵害する危険性が高いため	■修正後 (ア) その発達段階に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。
14	2	2(3)7(7)	「その年齢に応じ、かつ在住する校区の学校から分け隔てられず、その特性を踏まえた支援を受け、合理的配慮(社会環境側の変更調整)をされた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと」に修正すること。 障害者権利条約では「体现する学校こそがインクルーシブである」とあり、学校教育はインクルーシブ教育を実践すべきである、また障害者基本法においても「共に学ぶ」であるから。	滋賀県では、中・長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めているところです。 また、合理的配慮については個別性が高いため分野別規定は置かず、総則的な規定のみとしていることから、原案のとおりとします。
15	2	2(3)7(7)	「16学校教育における理解の促進等」の条文の要旨として挿入すべき。 その特性を踏まえた教育を生まれ育った地域の学校で受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。	滋賀県では、中・長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めているところです。 また、「生まれ育った地域」に限らず、本人や保護者が学びの場を選択できることが大切であることから、原案のとおりとします。
16	2	2(3)7(4)	合理的配慮の「教育」について、高校以降の教育については触れることはしないのか。大学においても障害支援に関する部署が設置されており、高等教育における合理的配慮について明記する必要があるのではないのか。	合理的配慮については個別性が高いことから分野別規定は置かず、総則的な規定のみとしています。高等学校、大学においても合理的配慮の提供は義務とされており、適切に配慮されるべきものであると考えます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
17	2	2(3)7(イ)	(イ)の部分には、追加で学校教育法施行令の改正の「障害の程度が第22条の3に該当する者は原則、特別支援学校へ就学することとなっていたことが改められ認定就学者は認定特別支援学校就学者となった」条文を記載すること また意味がわかりやすいように施行令改正により「原則、地域の学校に就学すること」になりました、と記載すること 【理由】保護者への意見聴取のみを記載しているが、学校教育法施行令改正の最重要点は「原則、特別支援学校へ就学」が「原則、地域の学校へ就学」となったことであるから これを記載しないことは「保護者への十分な情報提供」に反し問題である 「認定就学者」が「認定特別支援学校就学者」となったことを専門用語を使用せず、分かりやすい言葉で記載することも十分な情報提供として行われるべきである。	いただいたご意見については「必要な説明」の内容に含まれることから修正は行わず、原案のとおりとします。
18	2	2(3)イ	「障害者の募集・採用」の部分に言及しているが、採用後の本人に対する支援についても触れてほしい。 今までに起こった虐待事件では「教育・訓練」「昇給」という名の元に知的障害のある方に一般の社員と同レベルの仕事内容を求めたり、物を壊した際に「反省文」を書かせたりと採用後の差別も多い。会社には障害者差別に対する誤解がまだまだある。例えば壊さないようにどのような手立てがあるか考えるのが差別解消法の主旨ではないかと考える。	「労働者を募集し、または採用する場合等」と規定しており、イ(イ)において採用後の本人の支援についても明記しているため、原案のとおりとします。 いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
19	2	2(3)イ	募集・採用時における取扱いに限定しているが、採用後における合理的配慮や採用後に障害がある状態になった場合の対応についても記載は必要ではないのか。 障害者雇用率が今回行政機関で偽造・水増しされた点を受けながら滋賀県としての再発防止や民間における対応策も必要になるのではないか。	合理的配慮については個別性が高いことから分野別規定は置かず、総則的な規定のみとしていますが、労働分野においても適切に配慮されるべきものであると考えます。 また、差別の禁止については「労働者を募集し、または採用する場合等」と規定しており、イ(イ)において採用後の本人の支援についても明記しているため、原案のとおりとします。 その他、いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
20	2	2(3)エ	入所施設だけでなく、グループホームへの入所も差別的取り扱いに含む規定している。条例の中でも特徴的な部分であり、評価できる。	条例の特色として周知に努めてまいります。
21	2	2(3)エ	「障害福祉サービス」について、本人の意に反して介護サービスに切り替えられることが続いていると聞いている。本人の意に反して介護サービス等他のサービスに切り替えられることのない配慮が必要になるのではないか。	障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係については厚生労働省の通知に基づき、原則として介護保険サービスを優先して利用することとなっておりますが、サービスを切替える際には本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人への丁寧な説明、配慮が必要と考えます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
22	2	2(3)エオ	就労移行支援事業所の場合は2年間という制約があり、例えば「週1回、1時間から通いたい」という申し出があった場合、2年間の福祉サービスを提供したとしても、目標である「就労」にはつながりにくいのが現状。 就労アセスメントを実施し、もう少し「通う」ことに慣れた方がスムーズに進む場合にはB型から段階的に利用してもらった方が良い等、本人と関係機関、家族と相談して進路を決定しているところ。考えようによってはこれも「条件」となってしまう懸念がある。文章だけを捉えて一方的に「差別では」と言う方もいるので、ここに「『関係機関との協議等を経ずに』当該福祉サービスの提供を実施せず」と加える、双方協議の上で良い方向に進めることができるのではないかな。	関係機関と連携して、本人にとってよりよい支援を行っていくことは「条件」には当たらないため原案のとおりとしますが、誤解が生じることがないように相談事例等を踏まえたガイドライン等の作成を通じて、周知に努めてまいります。
23	3	2(3)キ	公共交通機関が事故等で遅延しているときにテロップだけでなく、ホワイトボードなどを使って障害のある方に情報を伝えてほしい。知的障害のある方向けに振り仮名をふってほしい。聴覚障害のある方向けに筆談対応できるようにしてほしい。 混雑した駅で人員整理をするときに、車いすの方等に配慮してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
24	3	2(4)	審議会の答申では、新潟市条例と同様の「周囲が認識し得る場合も含む」としていた。しかし、条例案では落ちている。再度、挿入すべき。	条例では障害を理由とした差別の禁止を個人に拡大して義務付けしており、「周囲が認識する場合」を合理的配慮の要件とすると、例えば通りがかり人まで対象となり、義務化の範囲が広くなりすぎるため、原案のとおりとします。 なお、認識する場合にも適切な配慮が行われるような社会をめざし、施策を進めてまいります。
25	3	2(4)	相談については何人もと誰からでも相談を受ける体制としていることから合理的配慮についても障害者本人や関係者だけでなく、誰からの意思表示であっても合理的配慮を行うような内容としてほしい。	誰でも意思表示をできることとすると、現に障害当事者がその配慮を望んでいるか否かの判断が困難となる場合も想定されるため、本人および関係者に限定しているものであり、原案のとおりとします。 なお、障害者や関係者からの意思の表明がない場合にも、自主的に適切な配慮を行うことは望ましいことと考えており、そうした配慮がなされるよう施策を進めてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
26	3	2(5)	「障害」、「相対する」という言葉では不明確である。障害者権利条約の第一条の本文にならって変更すべき。「機能障害」とインペアメントを明示。「相対する」ではなく、「相互に作用する」に変更すべき。 【修正案】 障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、機能障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相互に作用することによって生ずるものとする考え方をいいます。	この定義については、障害者差別解消法に基づき国において作成された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づいて規定しているものであり、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については今後の国の動向等を踏まえて検討します。
27	3	2(5)	条例の中で最も出来が悪い箇所。全面書き換えを提案する。 →社会が障壁(障害)を作っているので、障壁(障害)を取り除くのは社会の責務だとする考え方をいいます。	
3 基本理念				
28	3	3	「推進等は」、「全ての県民が」と主語が二つ並んでいるにも関わらず述語は一つとなっている。 「推進等は、…行われなければならない」、「全ての県民が(は)…行われなければならない」という文章構造ではないか。 「障害を理由とする差別の解消の推進等は全ての県民が行い、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととします。」か。	「推進等は…行われなければならない」、「全ての県民が…尊厳が重んぜられなければならない」という関係となっており、主語と述語の関係で問題はないため、原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
29	3	3	障害者基本法が国会で採択された時に「可能な限り」とは「最大限」という意味であるとの行政回答がされたため「可能な限り」という文言は「最大限」とすべき。	当該規定は、障害者基本法第3条の基本理念に準拠して規定しているものですが、この条例の基本に据えている障害者権利条約および障害者基本法に基づき国が策定している障害者基本計画(第4次)の基本原則において「可能な限り」という文言がないこと、かつ、条例の基本理念第2号、第3号以外には「可能な限り」という規定を置いていないため、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。
30	3	3(2)(3)	「可能な限り」という文言は、2011年改正基本法の規定をそのまま用いたものである。基本法改正時にも問題になった点であり、障害者権利条約では、「障害のある人が他の者との平等を基礎として」と述べられている。「可能な限り」と制限を附すのは、条例の内容を限定化してしまう。条約の日本政府訳では、「可能な限り」という文言があるが、英語の原文には相当語がない。また、権利条約の一般的意見を参照しても同様である。今さら、この規定を採用するのは、先進的な内容を示そうとする本条例には全くそぐわない。ただちに、削除すべき。	■修正前 (2) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。 (3) 全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
31	3	3(2)(3)	基本理念において、「可能な限り」という表現があるが、障害者権利条約ではそのような表現はないと思う。福祉先進県としての条例として、高いレベルでの基本理念の制定が必要だと思う。	■修正後 (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。 (3) 全ての障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
32	3	3(2)(3)	基本理念において、「可能な限り」という表現があるが、障害者権利条約ではそのような表現はないと思う。福祉先進県としての条例として、高いレベルでの基本理念の制定が必要だと思う。	
33	3	3(2)	「選択する機会が確保され」とあるが、「選択と共に決定する機会」は必要ではないか。また、「共生する」についても何を指しているかが明確ではない。	この規定は、障害者基本法の基本理念を踏まえたものであり、原案のとおりとします。
34	3	3(3)	「意思疎通の手段の選択の機会」と手段が広がる記載をされているが、「意思疎通」、「情報取得」、「情報利用」ができることが大切なのでできるようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
35	3	3(4)	複合的差別に関する規定が入った点は評価できる	条例の特色として周知に努めてまいります。
36	3	3(4)	「子ども」の位置づけは加えられないのか。	子どもについても複合的差別を受ける場合があると認識しており、「その他の要因」で含まれています。子どもについても複合的差別の対象となることをガイドライン等で明確にすることにより周知に努めてまいります。
37	3	3(5)	障害者と障害者でない者が共に学び合う」としている点は評価できる	条例の特色として周知に努めてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
4 県の責務				
38	4	4(1)	条例の実効性を高めるため、市町や県民が差別を行った場合、指導することを県の責務として追記するとともに、県や市町が職員を抱え市民と日常的に接する事業所としてモデルケースとなるべく率先して施策を行うことを明記してほしい。	指導については勧告、公表を条例において規定していること、また、いただいたご意見の内容については4(1)「障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする」に含まれるため、修正は行わず原案のとおりとします。
39	4	4(2)	社会モデルに関する啓発活動が規定された点は評価できる。	条例の特色として周知に努めてまいります。
5 県民および事業者の責務				
40	4	5	インターネット上の差別的な書き込みを不当な差別的取扱いとして、その禁止を県民の責務とするとともに、インターネット上の書き込みの相談に対して、プロバイダへの削除依頼のあっせんを障害者差別解消地域支援協議会の役割に位置付けてください。	条例では障害を理由とした差別の禁止を個人に義務付けしていることから、インターネット上の差別的な書き込みについても差別事案として扱い、具体の相談内容に応じて対応します。
6 障害を理由とする差別の禁止				
41	6	6	県内においても見えないところで差別をされておられるように感じる。 障害者雇用で県庁内でも50人弱の人が障害者でないのに雇用されていた。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
42	6	6	「事業者」にも合理的配慮が義務づけられている点、「個人」にも差別の禁止と合理的配慮が義務づけられている点は評価できる	条例の特色として周知に努めてまいります。
7 相談				
8 障害者差別解消相談員				
43	4	8	「障害者差別解消相談員」の標記について、この相談員が全面的に「差別を解消してくれる相談員」と捉えられるのではないかと。役割は、情報提供・調整・通知と書かれており、差別を解消する人ではないと思うがいかがか。「障害者差別相談員」の方が良いのではないかと。	障害者差別解消相談員は、相談に応じ必要な助言を行うこと等により、差別を解消する役割を担うこととなっているため、修正は行わず原案のとおりとします。
44	4	8	障害当事者から相談の申し出がしやすいよう、相談体制の充実のための予算措置を講じるとともに、相談員が孤立することのないような配置をしてください。	障害のある方からの申し出がしやすいような相談体制の充実は重要であると考えており、いただいたご意見を踏まえ相談員の配置を検討してまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
45	4	8	「障害者差別解消相談員」の業務は大変重大であり、障害者の計画相談や委託相談事業をしている事業所に任せるのではなく、専門的な相談員として、また相談員が孤立することないようなスーパーバイザーの配置や複数の配置など、しっかりとした財政的支援が必要だと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
46	4	8	障害者差別解消相談員の業務は大変大きいものがある。障害者の計画相談などを行っている事業所に任せるのではなく、専門的な相談員として、また相談員が孤立することないようなスーパーバイザーの配置や複数の配置など、しっかりとした財政的支援が必要。	
47	4	8	「障害者差別解消相談員」は、市町にある障害者虐待を受け付ける窓口との共有化と差別化をどうするのかという課題もある。本来的には、市町の障害者虐待受付窓口が「障害者差別解消相談員」としての役割を果たせないのか。	いただいたご意見を踏まえ市町と十分連携を図りながら実効性のある相談体制の構築について検討してまいります。
9 地域相談支援員				
48	4	9	地域アドボケーターのアドボカシー行為について表記されている点は評価できる。 審議会の答申では、「地域支援員は非常に大切な存在で、専門相談員と地域支援員の役割の特色を明確にする意味では、地域支援員を「地域アドボケーター」と表現した方がより社会にわかりやすく伝わるのではないかとあるので、括弧書きで「(地域アドボケーター)」と挿入すべき。	アドボケーターという一般的に普及していない用語は普遍性がなく、条文で使用すると様々な解釈が生じることから、原案のとおりとします。 なお、アドボケーターという用語は重要であると考えており、条例の啓発においては、「地域アドボケーター」を通称として使用してまいります。
49	4	9	概要版に「通称 地域アドボケーター」(以下「地域相談支援員」という)と記載されていることから要綱案についても「以下「地域相談支援員(地域アドボケーター)」という」と修正すべき。	
50	4	9	「地域相談支援員」の配置も滋賀らしい取り組みだと思う。単に障害当事者だということではなく、知的障害や精神障害、また発達障害の特性を理解した、ある程度の学習を踏まえた第3者的判断のできる人を養成してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
51	4	9	「地域相談支援員」の配置も滋賀らしい取り組みだと思います。単に障害当事者だということではなく、知的障害や精神障害、また発達障害の特性を理解した、ある程度の学習を踏まえた第3者的判断のできる人を養成してほしい。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
10 研修の実施				
52	4	10	審議会の答申では、「障害についての社会モデルの理解が深まるよう、計画的に研修を実施します」とあるので、「社会モデル研修」とすべき。 また、この「社会モデル研修」の内容は、世界的評価を得ている社会モデルについての研修手法であるDET(障害平等研修)を取り入れることが望ましい。	相談員等への研修については、相談業務等に必要な幅広い知識を習得することを想定しているため、具体的な内容を規定しておりませんが、主な内容は障害、障害者、障害の社会モデルの理解を深めることとなりますので、ご意見を踏まえ、研修の内容を明確にする観点から、下記のとおり修正します。 また、研修の内容については、いただいたご意見を参考にしながら具体的な内容を検討してまいります。 ■修正前 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとします。 ■修正後 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとします。 ※「障害等」・・・障害、障害者および障害の社会モデルをいいます。
11 あっせん				
53	5	11(2)イ	アで「行政不服審査法その他の法令」とあるので、雇用促進法のみを特出して規定する必要はないのではないかと。	アにおいては「不服申立て」、「苦情申立て」に限定しており、障害者雇用促進法に基づく苦情処理、紛争解決の援助については別途規定する必要があるため、修正は行わず原案のとおりとします。
54	5	11(2)ウ	「前2項」が何を指すのかわかりません。分かるように修正してください。	ア、イを指しています。
12 勧告				
13 公表				
55	5	13	勧告、公表だけでは条例の実効性に疑問があるため、勧告、公表で改善がない場合は、指導することができ、必要に応じて罰則を定めることを追記してほしい。	この条例は共生社会の実現を目指し、双方の建設的な対話により障害者差別の解決を図ることを基本としており、罰則を置くこと等は条例の趣旨になじまないと考えるため追記は行わず原案のとおりとします。
14 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会				
56	5	14	「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」には明確に「障害のある人」、「県民」の参画を位置付けてほしい。	委員会の構成に「障害者」を明記します。「県民」については明記しませんが、いただいたご意見は委員選出の際の参考とさせていただきます。
15 普及啓発等				
57	5	15(1)	国市町等関係行政との連携やマスコミ等の活用による情報伝達で県民一人ひとりに届く広報活動をはじめ、条例が県民に広く周知されるための施策を講じてください。	差別解消に向けて、国や市町等関係行政機関との連携や広報活動は重要であり、関係機関等との連携を更に進めるとともに、条例の啓発パンフレットを新たに作成するなど、事業者や県民に対して広く周知していく予定です。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
58	5	15(1)	条例制定後も、各市町の自治会毎の人権学習会や小中学校、高校での人権学習で、この条例を広めてほしい。その時に障害当事者の参加を計画してほしい。事業所も積極的に参加していきたいと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
59	5	15(1)	条例制定後も、各市町の人権学習会や小中学校、高校での人権学習で、この条例を広めてほしい。その時にぜひ、障害当事者の参加を計画してほしい。	
60	5	15(2)	「障害者と障害者でない者との交流の機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策」は、「障害者と障害者でない者との協働、共生の営みを推進し、および共に生き、共に学び合うことを促進するために必要な施策」とすべき。 審議会の答申でも、「基本理念の『交流と学び合いの必要性』は、障害のある人となない人が別の集団として交流するイメージで捉えられるので、『協働、共生の営みと学び合いの必要性』など表現を工夫する必要がある。」「共に生き、共に育ち合うことを基本とし、直接の教育でなくとも地域で育つということに意味がある」となっているとおり、この意見を取り入れるべき。 【修正案】 障害者と障害者でない者との協働、共生の営みを推進し、および共に生き、共に学び合うことを促進するために必要な施策	当該規定は、障害者基本法第16条(教育に関する基本的施策)に準拠して規定しているものですが、本条例要綱案の3基本理念(5)において「・・・障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること」と規定していることから、ご意見を踏まえ、当該基本理念の表現に準じて、以下のとおり修正します。 ■修正前 (2) 障害者と障害者でない者との交流の機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策 ■修正後 (2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策
16 学校教育における理解の促進等				
61	6	16(1)	なぜ「障害の有無にかかわらず」という枕詞が必要なのか理解できないため、「障害の有無にかかわらず」という文言を削除すべき。	共に学ぶだけでなく、「障害の有無にかかわらず」十分な教育を受けることが必要であると考えことから原案のとおりとします。
62	6	16(1)	「共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実」と、共に学ぶことを前提とした支援体制の整備・充実としている点は評価できる	条例の特色として周知に努めてまいります。
63	6	16(2)	「生まれ育った地域で十分な教育を受けることができよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとします」に修正すべき	「生まれ育った地域」に限らず、必要な支援体制が整備された中で共に学ぶことを大切としていることから、原案のとおりとします。
64	6	16(2)	学校教育における理解の促進に関わって、地域の作業所をはじめ障害福祉サービス事業所と幼稚園・小学校・中学校等との交流が深まる取り組みを実施してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
65	6	16	学校教育は障害者の自立および社会参加において大きな役割を持つため、インクルーシブ教育の推進(障害に応じた多様な教育)や幼保小中高の進路相談、受入体制等の切れ目のない支援(個別支援計画、個別の指導計画、進級進学時の連携、受験時の別室受験など)を行うことについて追記すること。	いただいたご意見については16(2)「障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実」に含まれるため、修正は行わず原案のとおりとします。
17 就労の機会の確保等				
66	6	17(1)	障害者の意向および適性に応じた就業の場の開拓→障害者の意向に応じた就業の場の開拓に変更してほしい。 理由:職業訓練や職場実習の場の開拓であれば、「適性に応じた」は必要だが、「適性に応じた就業の場」となると意味は全く変わる。 障害者枠の募集を言いながら、(とりわけ公務員募集において)音声会話による面接のみ、文字資料が扱えること、自力通勤可能な者などの条件付けがようやく批判されるようになった。	当該規定の「適性」については障害者雇用促進法等に準拠して規定しているものですが、県では障害のある人もその特性を生かしてその持つ力を発揮して働くことができるよう施策を展開しているところであり、こうした県の施策とご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ■修正前 (1) 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、障害者の意向および適性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとします。
67	6	17(1)	「および適性」を削除。能力主義、的確主義につながる。社会モデルを基軸とする条例の趣旨にそぐわない。	■修正後 (1) 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとします。
68	6	17(1)	滋賀県職員採用試験の障害者採用試験は身体障害者に受験資格が与えられおり、療育手帳・精神障害者福祉手帳所持者の障害者を意図して差別、区別している事を示している。 滋賀県だけでなく市町職員採用試験の障害者受験資格も同様。 この様に障害者を障害の種別で区別して意図的に就業の機会を奪うことこそ差別である。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
69	6	17(1)	滋賀県庁で障害者でない人を障害者として雇用していたが、国も同様である。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
70	6	17	身体障害者以外の障害者雇用枠が極めて少なく、滋賀県庁でも知的・精神障害の採用は数名のみのため、障害種別による格差や地域間格差の解消、そのために県および労働局は新規障害者雇用採用枠や採用実績(障害別)の情報を調査・公開することを追記すること。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
71	6	17	就労継続に関する施策の推進、例えば最低賃金減額特例、関連する公的助成金の創設、障害者雇用枠での在宅勤務を推進する啓発・研究などを追記してほしい。 【理由】就労の継続は発達障害者にとって大きな課題であり、継続するためには事業所の継続も必要であり、最低賃金減額なども検討してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
18 住環境の整備				
72	6	18	地域のグループホーム等の開所に対し、住民からの反対運動がおこった際、助言や関係者間の調整を求める窓口を設置し、具体的な解決の方法に進んでいくようにしてほしい。	グループホーム等の立地をめぐる反対運動については、障害者に対する理解が十分でないことによるところもあると考えられることから住民に対する啓発を行うとともに、相談があった場合には条例に基づく相談等により対応してまいります。
73	6	18	県営住宅だけでなく、民間事業所によるグループホーム、ショートステイ、放課後等デイサービス等の住環境を整備すること。その際、県や市町の監督・指導責任も明記すること。 【理由】発達障害の場合、住環境が整備されていないことで上記のような公的なサービスを十分に活用できない場合が多いため。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
19 文化芸術活動等の推進				
20 災害時における支援				
74	6	20	災害の際に避難所の案内などを知的障害の方にもわかりやすい内容としてほしい。親や支援者が意見を代弁するのではなく、どんな重度の障害のある方でも本人に話、意見を聞くということをしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
75	6	20	避難訓練に障害者が呼ばれないという実態があるので、避難訓練に障害者も参加できるようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
76	6	20	災害支援に向けた準備を災害前から行うことを明記すること。例えば支援体制の整備、要援護者の把握と適正な活用、個人情報保護の徹底など。 【理由】縦割り行政の弊害で防災対策と福祉関連の部署間連携が十分でないため、緊急時の対策のためには災害前からの整備が必要です。	災害に備えるという視点は重要であると考えため、いただいたご意見を踏まえ、関係機関と連携しながら今後の施策を進めてまいります。
21 選挙等における配慮				
77	6	21	身体障害と比べて発達障害は選挙時の配慮が不十分なため別室投票など発達障害者等に対する配慮を行うことを追記すること。	個別具体の対応については条例において明記できないため原案のとおりとしますが、ガイドライン等において周知に努めてまいります。
22 意思疎通等の手段の利用促進等				
23 財政上の措置				
78	7	23	身体障害者と知的障害者にはJRや私鉄の割引があるが、精神障害者にはない。また、医療費助成についても身体障害者と知的障害者に比べると十分ではない。身体障害者や知的障害者と同様に精神障害者も医療費を全額無料としてほしい。 いくら条例を作っても予算がついていなければ絵に描いた餅で意味がない。福祉に予算をあててこそ福祉先進県と言えるのではないかな。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
79	7	23	財政上の措置については、「努めるものとしま	予算については単年度ごとに議決を必要とするため原案のとおりとしますが、条例に基づく施策が実施できるよう予算の確保に努めてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
24 規則への委任				
25 罰則				
80	7	25	守秘義務違反のところに、「地域相談支援員」は含まないのか。	罰則については、障害者差別相談員、委員会の委員に対して課されるものです。 これらの者は特別職の公務員であり、その職責の重さから守秘義務違反を犯した場合には、罰則が課されることとなります。 地域相談支援員については、人権擁護委員、民生委員等に守秘義務違反の罰則が課されていないため、これらの者と同様に罰則の対象とはしていません。
81	7	25	障害者差別解消相談員等の罰則規定を地域相談支援員(地域アドボケーター)、民生委員等支援に関わる担当者全員に適用してほしい。また県や市町が障害者雇用率を偽装した場合の罰則規定を設けてほしい。 理由:県内でも個人情報漏れた事例があり、特に発達障害の場合は情報漏えいを危惧して支援を受けたがらない保護者が多いため。	
26 その他				
82	7	26	差別の禁止の施行についても、平成31年4月1日からいいのではないかな。	義務を強化することから一定の周知期間が必要であると考えため原案のとおりとします。
83	7	26	定期的に障害のある人、県民の声を聴き、施策に反映させる機会をつくることを明記してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
全体を通して				
84			障害者差別のない滋賀県の項目が明記されていますが、県民に理解がされるのかが問題。本当に可能なのが不安。	条例が制定された後には県民の皆さんに理解いただけるよう周知に努めてまいります。
85			この条例に対する意見を集約する際には知的障害の方にもわかるようにルビをふる、視覚障害の方にもわかるように点字版を作るなど配慮してほしい。	必要に応じて対応を検討してまいります。
86			きょうされん滋賀支部が主催した「公開パブコメ(平成30年12月25日開催)」において、障害当事者が自身の体験を語った内容にある、学校や職場等での障害を理由とする差別的な扱いが、二度と起こらないような共生社会にしてください。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
87			現行の「県機関における障害者差別解消法に係る相談対応フロー図」と対比できるように、条例ができることでどのようなフロー図になるのかが示されていると良かった。	ご意見を踏まえ、県民の皆さんにとってわかりやすい周知に努めてまいります。
88			条例制定にあたり「いやな思い」「うまく対応して嬉しかったこと」などを障害当事者視点、また、地域住民、事業所視点で、その事例を県のホームページを使って公表してほしい。そのことが、県民に、何が障害者差別で、何が合理的配慮かがより具体的に事例としてわかると思う。	条例の実効性を高めるためには事例を積み上げ、広く周知していくことが重要だと考えています。いただいたご意見を踏まえ、事例を含めた周知に努めてまいります。
89			条例制定後も、引き続き差別事例としてではなくても、「いやな思い」「うまく対応して嬉しかったこと」などを障害当事者視点、また、地域住民、事業所視点で、事例を県のホームページを使って公表してほしい。そのことが、県民に、何が障害者差別で、何が合理的配慮化がより具体的に事例としてわかると思う。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
90			障害者手帳の対象にはならないが、健常者として生きるには障がいの程度が重い人が存在する。制度の狭間にいる人は障害者雇用枠でも働けず、健常者として働くには負担が大きい。ため、障がいの程度は軽いはずなのに、就業しづらい状況に置かれている。 健常者として働くのは難しくても、障害者としてなら働ける人が、働けずに困っている。障害者福祉法の狭間を埋めてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
91			障害者雇用については、障害者の人数を労働時間のみで算出しており、障害の種類、程度は考慮されていない。このようなことをすれば、配慮方法が分かりやすい軽度障害者には需要があるが、重度障害者や扱いが分かりにくい障害の持ち主は、仕事につきにくくなる。 労働時間以外に障害の種類・程度に応じた係数をかける方式にして、不利になる人が生じにくいようにしてほしい。また、手帳の対象外の7級の人も、障害者0.3人分などと計算できるようにして、就労するうえで不利にならないようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
92			糸賀先生の言葉が引用されているのに、県民政策コメントの注意事項等が記載された点字版の文章は1部しかなく配慮がされていない。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
93			関東地方の9都県市(埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)では、「障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言」に基づき、各都県市における障害者の共生社会の実現に向けた様々な取組みを公表されています。 今後、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱」の見直しや検討を行う際に、滋賀県内に限らず近隣他府県市においても各々の施策を公表する枠組みを形成し、これを活用できればより広域的かつ有効な施策となるのではないかと考えます。	いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。